

フリーランスの取引に関する 新しい法律がスタートしました！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

厚生労働省 岐阜労働局
雇用環境・均等室

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

どんな法律？

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の

取引の適正化

②フリーランスの方の

就業環境の整備

を図ることを目的としています。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

誰が守る法律？

フリーランスと取引する**すべての事業者**が守らなければならない法律です。

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

対象となる事業者

本法では、「フリーランス」と「発注事業者」を次のように定義しています。

フリーランス



【特定受託事業者】※1

業務委託の相手方である事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用※2しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

ただし、第14条では、「特定受託業務従事者」(特定受託事業者である①の個人/特定受託事業者である②の法人の代表者)と定義

発注事業者



【特定業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 個人であって、従業員を使用するもの
- ② 法人であって、二以上の役員がいる、または従業員を使用するもの

【業務委託事業者】

フリーランスに業務委託をする事業者

ここがPoint!

フリーランスも含まれます

フリーランスの例

- ・ ウェブデザイナー、プログラマー
- ・ カメラマン
- ・ 運送、配達、フードデリバリー
- ・ 翻訳、通訳、ライター
- ・ エステ、ネイル
- ・ モデル、俳優、女優
- ・ 塾講師、スポーツインストラクター
- ・ 内職（家内労働者）
- ・ 建設業の一人親方
- ・ 工場内の構内下請け など

※1 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「特定受託事業者」に該当します。

※2 従業員を使用とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

いつから？

2024年11月に施行されました。

ただし・・・

2024年11月1日**以降**に締結した業務委託に適用されます。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

どのような内容？

義務の内容は、7つあります。

- ①書面等による取引条件の明示
- ②報酬支払期日の設定・期日内の支払い
- ③禁止行為

取引の適正化

- ④募集情報の的確表示
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示

就業環境の整備

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

具体的には？

取引の適正化

担当：公正取引委員会・中小企業庁

① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

具体的には？

就業環境の整備

担当：厚生労働省（都道府県労働局）

④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 <ul style="list-style-type: none">・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) <ul style="list-style-type: none">・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 <ul style="list-style-type: none">・原則として30日前までに予告しなければならないこと・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

守らなかったどうなる？

発注事業者に違反と思われる行為があった場合

本法に基づき行政機関へ申出を行う場合

本法の違反があった場合、オンラインなどで申出が可能です！

※ お近くの公正取引委員会(本局・地方事務所等)、経済産業局、都道府県労働局でも可能です。



勧告に従わない場合に、命令・公表を行います。命令違反をした場合、50万円以下の罰金が科せられます。

発注業者は、フリーランスが行政機関の窓口で申出したことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするといった不利益な取り扱いをしてはなりません。